

# 育成医療について

## 育成医療の概要

育成医療は、18歳未満のお子さんで、身体に障がいがあり、現在の状態をそのままにすると将来的に身体に障がいを残すと認められる場合で、手術などの外科的な治療により、確実な効果が期待できる際に必要な医療費の一部を公費負担する制度です。申請には治療開始前の手続きが必要となります。

## 申請に必要なもの

- ①印鑑
- ②保険証
- ③医師意見書(様式は健康福祉課にあります。)
- ④マイナンバーが分かるもの

※平成28年1月1日より個人番号(マイナンバー)の記入が必要となりますのでご注意ください。

- ⑤受給者証(更新申請の場合)
- ⑥治療用装具の見積書(装具治療の場合)

## 対象者

18歳未満の児童で、身体に障がいがあり、現在の状態をそのままにすると、将来的に身体に障がいを残すと認められる児童が対象となります。

## 有効期間

最大で1年

## 対象となる障がいおよび医療

対象となる障がいの種類は以下の 10 種類です。

＜対象となる障がい及び医療＞		
	対象となる障がい	医療の具体例
1	肢体不自由	手術・理学療法・補装具治療ほか
2	視覚障がい	手術・未熟児網膜症の光凝固治療ほか
3	聴覚・平衡機能障がい	手術ほか
4	音声・言語・そしゃく機能障がい	手術・唇顎口蓋裂等に起因する歯科矯正・言語療法ほか
5	心臓機能障がい	手術・ペースメーカー埋め込み及び交換術ほか
6	じん臓機能障がい	透析療法・腎移植術ほか
7	小腸機能障がい	手術・小腸機能障がいに起因する中心静脈栄養法(IVH)ほか
8	肝臓機能障がい	手術・肝臓移植術及び術後の抗免疫療法ほか
9	その他の内臓機能障がい	手術・先天性疾病による内臓機能障がい・排便・ストマケアほか
10	免疫機能障がい	HIV感染に対する治療